

鶴岡市オンライン採用活動支援事業補助金交付要綱補助対象経費に関する基準

別表（第4項関係）1 補助対象経費「(2) その他ウェブサイトを活用した採用活動の強化にかかる経費で市長が特に認めるもの」の基準は、以下の表のとおりです。

経費の区分	経費の内容	対象の可否
求人情報サービス利用料	就職情報サイト運営会社が提供する求人情報サービスの利用に要する経費	○
	就職情報サイトの利用拡大に要する経費（有料プランへの変更又は追加オプションの利用）	○
	就職情報サイトに掲載する写真・動画撮影、動画作成、原稿作成に要する経費（採用活動にかかる企業説明、インタビュー等）	○
	就職情報サイトのページ作成の打合せに要する経費（外注先への支払い）	○
	情報通信機器（パソコン、周辺機器、タブレット等）購入費、無線LAN等通信回線費用	×
	ウェブ会議ツール（有料版）の初期導入費用、月額料金	×
委託料	採用情報を含めた自社ウェブサイトの新規開設又は改修の委託に要する経費（採用情報に係るものとして明確に区分できる経費）	○
	採用情報がない自社ウェブサイト内に採用情報ページの追加の委託に要する経費（ウェブページの自社更新等に必要なマニュアル等の費用を含む。）	○
	自社ウェブサイト内の採用情報ページの機能向上を目的とした改修に係る委託に要する経費（採用情報に係るものとして明確に区分できる経費）	○
	ウェブページに掲載する写真・動画撮影、動画作成、原稿作成に要する経費（採用活動にかかる企業説明、インタビュー等）	○
	採用情報に係るウェブページ作成の打合せに要する経費（外注先への支払い）	○
	採用情報が含まれていない自社のウェブサイトの新規開設に要する経費	×
	自社のツールで作成した企業PR動画作成に要する経費	×